

## 別府市外国人留学生地域活動助成金交付要綱

制定 平成26年6月17日

別府市告示第230号

### (目的)

第1条 この要綱は、外国人留学生が主体の団体が、外国人留学生と市民との交流活動等を実施する場合に、予算の範囲内で別府市外国人留学生地域活動助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要事項を定め、もって外国人留学生の自発的活動を促し、地域社会における国際理解の増進による別府市のグローバル化及び地域活性化を図ることを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内の大学に在学する学生で構成されていること。
- (2) 団体の構成員は、3人以上であり、かつ、その2分の1以上が外国人留学生であること。
- (3) 団体又はその構成員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (助成対象活動)

第3条 助成金の交付の対象となる活動(以下「助成対象活動」という。)は、市内で実施する国際交流、国際協力又は多文化共生を推進する地域活動で、第6条に規定する申請の日が属する年度の3月15日までに終了するものとする。ただし、次に掲げる活動は、助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする興行その他これに類する活動
- (2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする活動
- (3) 公共の安全若しくは秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活

動

- (4) 同一年度において、既に助成金の交付決定を受けた活動を実施する  
団体が実施する当該活動と同等の活動  
(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に定める経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、20万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成対象活動を実施する前に、別府市外国人留学生地域活動助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 交付申請団体調書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかに当該申請の目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、別府市外国人留学生地域活動助成金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした団体に通知するものとする。

(活動計画の変更等)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)が、助成対象活動の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)又は中止をしようとする場合は、速やかに別府市外国人留学生地域活動計画変更(中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の市長が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成対象経費の30パーセント以内の減額

(2) 助成対象活動の目的を損なわない活動計画の細部の変更  
(実績報告)

第9条 交付団体は、助成対象活動終了後1月以内に、別府市外国人留学生地域活動実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(助成金の額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別府市外国人留学生地域活動助成金交付額確定通知書(様式第10号)により交付団体に通知するものとする。

2 市長は、助成金の額を確定した場合において、次条第1項ただし書の規定により、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分に係る助成金の返還を求めるものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成金は、助成金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、助成金の交付決定後から助成対象活動終了までの間に必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

2 交付団体は、助成金の交付を受けようとする場合は、別府市外国人留学生地域活動助成金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、別府市外国人留学生地域活動助成金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定した助成対象活動以外の用途に助成金が使用されたとき。
- (3) 第6条に規定する申請(第8条の規定により変更の承認を受けた場

合は、変更申請)の内容と事実が著しく異なるとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、助成金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

助成対象経費

科 目	補 助 対 象 経 費 の 内 容
報償費	外部の講師、公演者及び通訳者に対する謝金等
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料等の印刷費
消耗品費	助成対象活動の実施に必要な最低限の文具、日用品、材料等の購入費(売上げで回収されるものは、除く。)
通信運搬費	郵便・宅配便等の費用。ただし、電話料金やインターネット等通信費は、除く。
広告料	助成対象活動のために必要な広告・宣伝の費用等
保険料	助成対象活動に必要な保険料(ボランティア保険等)
使用料及び 賃借料	会場使用料、機材等のリースに要する経費等
その他の経費	助成対象活動の実施のために必要な経費で、市長が特に必要かつ適当と認めたもの。ただし、OA機器等備品購入費、団体の人件費及び運営費並びに飲食料費は、除く。